

平成 26 年度殺虫剤等の消費者製品に関する実態等調査 結果概要

2015 年 5 月 21 日
環境省環境安全課

■ 背景・目的

殺虫剤・殺菌剤・除草剤等の生物の防除に用いられる薬剤のうち、農薬取締法・医薬品医療機器等法^{*1}・家庭用品規制法^{*2}の適用を受けないものであって、環境中への飛散のおそれが高い方法で使用されるもの（以下「殺虫剤等」という。）については、その取扱い等の実態は必ずしも明らかになっていない。そこで、殺虫剤等を含む消費者の取り扱う製品を取り巻く現状や課題を整理するための基礎的な資料を作成することを目的として実施した。

■ 調査概要

主に以下の調査を実施した。

- ① 殺虫剤等の市場実態及び製造実態等の把握・整理
- ② 化学物質が使用された消費者製品の表示に関する実態把握
- ③ 消費者製品に関する事故等の整理

■ 結果概要

本調査の結果、得られた知見は主に以下の通りであった。

- ・ 殺虫剤等に含まれる成分について、事業者へのアンケート調査等を通じて情報収集・整理を行った。各成分と関連する法律との関係は以下の通りであった。
 - ◆ 殺虫剤等に含まれる 182 の有効成分のうち、各法律への該当成分数は、農取法で 38、薬機法で 28、家庭用品規制法で 2 であった。農取法及び薬機法のいずれにも該当しない成分は 129 であった。
- ・ 業界団体へのヒアリングを通じて、独自に作成している自主管理ルール・ガイドライン等について情報収集・整理を行った。
- ・ 化学物質が使用された様々な製品（殺虫剤等を含む）について、製品に表示されている情報について調査・整理を行った。製品分類によって異なる特徴がみられ、例えば消費者からの相談窓口に関する情報については殺虫剤で高かった（殺虫剤では 90% 以上、殺虫剤以外では 20～30%）一方で、注意喚起語の表示については殺虫剤以外の製品の方が高かった（殺虫剤以外では 50～60%、殺虫剤では 20～30%）。
- ・ 関係省庁のウェブサイトを通じて殺虫剤等の製品による事故事例を調査・整理したところ、エアゾール製品による事故事例が多くみられ、また特に家庭用品の吸引型事故に関してはピレスロイド系殺虫剤による事故事例が多く見られた。

^{*1} 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

^{*2} 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」

（補足）報告書本体については、以下の URL に掲載している。 http://www.env.go.jp/chemi/chemi/bicidesurvey/post_2.html